

自己資本規制告示における暗号資産の取扱いに関するQ&A

本項目に記されている条文番号は、特に記載のない限り、「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第七十七条第八項及び第七十八条第一項の規定に基づき、金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」（平成十九年金融庁告示第五十九号）の条文番号となっています。なお、「特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（金融庁告示第百二十八号）における暗号資産の取扱いについても、本Q&Aの内容に従うものとします。

<利用者の暗号資産の市場リスク相当額の取扱い>

【関連条項】第9条の2

Q1 利用者の暗号資産は市場リスク相当額の計測対象となりますでしょうか。

(A)

金融商品取引業者が、他人のために暗号資産の管理を業として行うことにつき法律に特別の規定のある者（以下「カストディ業者」という。）に該当する場合、当該法令に基づいて利用者の暗号資産を管理することができますが、カストディ業者である金融商品取引業者が、当該法令に則り、利用者の暗号資産を、自己の暗号資産と適切に分別管理している場合は、当該利用者の暗号資産に係る市場リスクは、当該暗号資産の保有元である利用者が負っていると考えられますので、当該利用者の暗号資産を市場リスク相当額の計測対象とする必要はありません。

<利用者の暗号資産の基礎的リスク相当額の取扱い>

【関連条項】第16条第1項第2号

Q2 利用者の暗号資産は基礎的リスク相当額の計測対象となりますでしょうか。

(A)

金融商品取引業者が、他人のために暗号資産の管理を業として行うことにつき法律に特別の規定のある者（以下「カストディ業者」という。）に該当する場合、当該法令に基づいて利用者の暗号資産を管理することができますが、利用者の暗号資産を第16条第1項第2号に規定する「コールド・ウォレット等」により管理されていない、又は管理されていることが確認できないときは、当該利用者の暗号資産が流出するリスクが認められます。

もともと、カストディ業者は、法令上、上記流出リスクが認められる利用者の暗号資産と同種・同量の暗号資産（履行保証暗号資産）を保有し、これを適切に管理することが義務付

けられますので、かかる履行保証暗号資産の保有義務等をもって、利用者の暗号資産が流出した場合に生じ得る再構築コストへの対応が図られていると考えられます。

したがって、カストディ業者である金融商品取引業者が、法令に則り、上記流出リスクが認められる利用者の暗号資産と同種・同量の暗号資産（履行保証暗号資産）を適切に保有及び管理している場合は、当該利用者の暗号資産を基礎的リスク相当額の計測対象とする必要はありません。

<預託等を行った暗号資産の取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の取扱い>

【関連条項】第 15 条、第 16 条第 1 項第 2 号

Q 3 自己及び利用者の暗号資産を第三者に預託又は管理させる場合、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出は必要でしょうか。

(A)

金融商品取引業者が自己の暗号資産（金融商品取引業者が、他人のために暗号資産の管理を業として行うことにつき法律に特別の規定のある者（以下「カストディ業者」という。）に該当する場合であって、当該法令に基づいて利用者の暗号資産を管理している場合には、当該利用者の暗号資産を含みます。以下同じ。）を第三者に預託又は管理（以下「預託等」という。）させる場合、当該暗号資産の返還請求権につき、当該第三者に対する信用リスクを負担することになるほか、第三者が暗号資産を第 16 条第 1 項第 2 号に規定する「コールド・ウォレット等」により管理していない、又は管理していることが確認できないときは、当該第三者の下で暗号資産が流出するリスクが認められることから、預託等を行った暗号資産に係る取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額をそれぞれ算出する必要があります。

ただし、金融商品取引業者がカストディ業者に暗号資産を預託等する場合であって、当該カストディ業者が、法令に則り、預託等を行った暗号資産を適切に分別管理している場合には、当該法令の内容に照らして、当該カストディ業者の倒産リスク及び暗号資産の流出リスクが基本的に排除されていると考えられますので、預託等を行った暗号資産に係る取引先リスク及び基礎的リスク相当額の算出は必要ありません。

以 上